

UAEにおける個人データ保護法 (2)

(2022年1月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、法律事務所西村あさひ法律事務所が 2022 年 1 月に作成し公開したレポートについて、許可を得た上でジェトロの HP に掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび西村あさひ法律事務所は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび西村あさひ法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

西村あさひ法律事務所

東京都千代田区大手町 1-1-2

大手門タワー

HP: <https://www.nishimura.com/>

UAEにおける個人データ保護法 (2)

1. UAEにおける個人データ保護法

UAEにおける個人データ保護法(1)で紹介したとおり、アラブ首長国連邦(以下、「UAE」)では、長らく立法間近と言われ続けてきた個人データ保護法が2022年1月2日から施行されました。もっとも、個人データ保護法の遵守が求められるデータ管理者とデータ処理者は、施行規則が出た後、6カ月以内に遵守状態を達成すれば良いとされます(28条)。

UAEに拠点を置く企業またはUAEに居住する者もしくは事業所を有する者の個人情報を取り扱う企業は、今後、個人情報について、UAE個人データ保護法の遵守を意識した取り扱いを行う必要があります。

今後公布される予定の施行規則の内容を確認する必要がありますが、UAEの個人データ保護法上の、データ管理者とデータ処理者の義務と、データ主体の権利について解説します。

なお、UAEの個人データ保護法内容は、総じて、EUの一般データ保護規則(General Data Protection Regulation: GDPR)(以下、「GDPR」と言います)に類似しており、GDPRに馴染みがあれば、理解しやすいものになっています。

2. データ管理者・処理者の義務

(1) 一般的義務

個人データ保護法上、データ管理者および管理者の一般的義務として、以下が定められています(7条、8条)。データ管理者もデータ処理者も法定の一定の事項を記録した個人データに関する記録簿を作成する必要があります。

(a) データ管理者の一般的義務

- ①個人データを保護するために必要な基準を適用するための適切な技術的および組織的措置および手続きの導入(7条1項)
- ②処理方法の策定および処理自体についての適切な措置(仮名化を含む。)の導入(7条2項)
- ③意図された目的に個人データの処理を限定するためのデフォルトセッティングに関する技術的および組織的措置の導入(7条3項)
- ④データ管理者およびデータ保護オフィサーの情報および個人データの 카테고리を含む個人データに関する記録簿の維持(7条4項)
- ⑤適格なデータ処理者の選任(7条5項)
- ⑥UAEデータオフィスから要求される情報の提供(7条6項)
- ⑦施行規則に定められるその他の義務(7条7項)

(b) データ処理者の一般的義務

- ①データ管理者の指示や契約等従ったデータ処理の実施(8条1項)
- ②個人データを保護するための適切な技術的および組織的措置および手続きの導入(8条2項)
- ③定められた目的および期間に応じた処理の実施、および期間を超えた場合のデータ管理者への通知(8条3項)

- ④処理期間終了時のデータ削除またはデータ管理者への返還(8条4項)
- ⑤個人データの開示に繋がる行為の禁止(8条5項)
- ⑥処理過程の保護および保全、ならびに処理に使用される媒体や電子的装置およびそれらに保存される個人データの保護(8条6項)
- ⑦データ管理者、処理者およびデータ保護オフィサーの情報および個人データの 카테고리等を含む個人データの記録簿の維持(8条7項)
- ⑧データ管理者またはデータオフィスの要求に応じた法律遵守を示すためのすべての手段の提供(8条8項)
- ⑨法令またはデータオフィスの指示に従った、処理の実施(8条9項)
- ⑩複数のデータ処理者がいる場合、義務、責任および役割の明確な合意(不明確な場合連帯責任となる)(8条10項)

(2) 報告義務

データ管理者は、個人データの侵害または違反を認識した場合には、ただちにデータオフィスに、侵害または違反および調査の結果を含む法定の事項を報告しなければなりません(9条1項)。

GDPR においては、個人データ侵害が自然人の権利および自由に対する発生がなければ、監督機関に対する通知の必要はありませんが、UAE の個人データ保護法には、文言上はそうした例外はありません。また、認識後、直ちの報告が求められており、GDPR に定められる 72 時間以内等、具体的な期間の定めはありません。

また、データ管理者は、それが個人データのプライバシー、秘密性および安全性を害する場合には、データ主体に対して、通知し、採るべき手続きを助言しなければなりません(9条2項)。

GDPR においては、個人データ侵害が、自然人の権利および自由に高いリスクをもたらす可能性が高い場合に、データ主体への連絡義務が生じますが、UAE の個人データ保護法では、個人データのプライバシー、秘密性および安全性を害する場合に本人への通知が求められます。

データ処理者は、個人データの侵害または違反を認識した場合には、ただちにデータ管理者に通知しなければなりません(9条3項)。通知はただちに行う必要があり、過度に遅滞することなく通知を行うことを求める GDPR より、文言上は即時性が求められています。

(3) データ保護オフィサーの選任

データ管理者および処理者は、以下の場合、個人データ保護に関する十分な技能と知識を有するデータ保護オフィサーを選任しなければなりません(10条1項)。

- ①新しい技術またはデータ量に関連する技術を採用した結果として、データ主体の個人データの機密性とプライバシーに高レベルのリスクが生じる場合
- ②処理にセンシティブ個人データ¹の体系的かつ包括的な評価が含まれる場合
- ③処理が大量のセンシティブ個人データについてなされる場合

データ保護オフィサーは、データ管理者または処理者の従業員でも、外部者でも良く、また、UAE 国内に所在する者である必要はありません(10条2項)。

データ保護オフィサーは、個人データ保護のために、データ管理者と処理者が採用した手続きの質と妥当性の検証、個人データ保護法および施行規則に従った個人データに関する要望や不満

¹ 個人データ保護法上、センシティブ個人データは、「自然人の家族、人種、政治的または哲学的な意見、宗教的信念、犯罪歴、生体認証データ、またはその健康状態を明らかにするヘルスケアサービスに関する情報を含む身体的、心理的、精神的、遺伝的または性的状態等、当該人物の健康に関連するデータ」と定義されています。

の受領、データ管理者および処理者の個人データ保護システムおよび侵入防止システムの定期的評価および検証に関する技術的助言の提供、結果の文書化、およびリスク評価手続きを含む適当な推奨事項の提供等の一定の権限と義務を負担します(11条)。

(4) 個人データ保護措置

データ管理者および処理者は、最高の国際基準と慣行に従って、関連するリスクに見合った情報セキュリティレベルの達成を確保するための、以下を含む適切な技術的および組織的措置および手続きを確立し、講じる必要があるとされます(20条1項)。

- ①個人データの暗号化と仮名化の導入
- ②処理システムとサービスの機密性、安全性、有効性および柔軟性を確保する手続きおよび措置の導入
- ③物理的または技術的な障害が発生した場合の個人データのタイムリーな回復とアクセスを、確保する手続きおよび措置の導入
- ④処理の安全を確保するための技術的および組織的措置の有効性の円滑なテスト、評価および測定を確保する手続きの導入

(5) データ保護影響評価

データ主体の個人データのプライバシーと機密性に高いリスクをもたらす技術を用いる場合、データ管理者は、処理の性質、範囲および目的に応じて、処理を行う前に、当該処理が個人データ保護に与える影響を評価しなければならないとされます(21条1項)。

また、以下の場合には、データ保護影響評価を行わなければならないとされます(21条2項)。データ保護影響評価が必要な場合は、GDPRと類似しています。

- ①処理に、プロファイリングを含む、データ主体に、法的な結果、または深刻な影響を及ぼす自動処理に基づくデータ主体の個人的側面の体系的かつ包括的な評価が含まれる場合
- ②処理が、大量のセンシティブ個人データに対して行われる場合

3. データ主体の権利

UAE 個人データ保護法上、データ主体には、以下のような権利が認められます。

(1) 情報取得権(アクセス権)

データ主体は、①個人データの種類、②処理の目的、③プロファイリングを含む自動処理に基づく決定、④個人データが共有されるセクターまたは組織、⑤個人データが保存される期間に対する管理および基準、⑥処理を修正、削除または制限ならびに個人データに異議を申し立てるための手続き、⑦国外処理に関する保護措置、⑧個人データの違反または侵害の際に採られるべき措置、⑨UAE データオフィスに苦情を申し立てる手続きに関する情報について、データ管理者に無償で求める権利を有します(13条1項)。

これは GDPR に定められるデータ主体のアクセス権に類似した内容になっています。

データ管理者は、上記のうちの②処理の目的、④個人データの共有先、および⑦国外処理に関する保護措置については、処理の前に、データ主体に情報提供しなければならないとされます(13条2項)。

実務上、上記個人データの処理前に提供すべき情報について、個人データ取得の際に想定されるデータ主体からの同意の取得時に併せて伝えることになると考えられます。

(2) 個人データ取得権および転送権

データ主体は、データ管理者に処理のために提供した個人データを取得することができます(14条1項)、他のデータ管理者に転送を求められます(14条2項)。

これは GDPR のデータポータビリティ権に対応する権利です。

(3) 個人データ訂正権または削除権

データ主体は、データ管理者が保有する不正確な個人データについて、訂正を求められます(15条1項)。

また、データ主体は、個人データが、収集または処理の目的にとって不要となった場合、データ主体が同意を撤回した場合等、一定の場合に、個人データの削除を求められます(15条2項)。これらは GDPR にみられる個人データの訂正権と削除権と類似の権利です。

(4) 処理制限または停止権

データ主体は、データ主体が個人データの正確性に異議を申し立てた場合、データ主体が、目的外処理であると異議を申し立てた場合、または処理が個人データ保護法その他の法律に違反する場合には、データ管理者に処理を制限、または停止させることができます(16条1項)。

また、データ主体は、処理がダイレクトマーケティング目的である場合、統計調査目的である場合、または個人データ保護法5条の処理の条件に違反している場合には、処理の停止を求められます(17条)。

(5) 自動処理に対する異議申立権

データ主体は、それが法的な効果または深刻な影響をもたらす場合、プロファイリングを含む自動処理(Automated Processing)に関する決定に異議を申し立てることができます(18条1項)。